法第13条及び省令第4条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法（解体工事のみ） |
| ①仮設  | 仮設工事□有　□無  | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ②土工  | 土工事□有　□無  | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎  | 基礎工事□有　□無  | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事 □有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用  |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用  |
| ⑥その他( ) | その他の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用(見積金額)　　　　 　　　　 　　　　　 　　　　　　　円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、

解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　　　　　　 別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)　　　　　　　　　　　　円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用

及び運搬に要する費用とする。

* ２，４については、「工事請負契約書」の（契約金額）のうち書きである。

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施　設　の　名　称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）